

国立大学法人佐賀大学オープンアクセス方針

令和5年2月3日制定

国立大学法人佐賀大学

(趣旨)

- 1 佐賀大学（以下「本学」という。）は、「佐賀大学憲章」に基づき、本学の研究成果を広く国内外に公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元し、地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された共著を含む研究成果（以下「研究成果」という。）を、佐賀大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

- 3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

- 5 教職員は、研究成果について、リポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版をできるだけすみやかに本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「佐賀大学機関リポジトリ運用申し合わせ」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から実施する。